

【 国民健康保険税について 】

国民健康保険は世帯単位で加入し、世帯主が納税義務者になります。世帯主が加入者でない場合でも世帯に加入者がいる場合、納税義務者は世帯主となります。

国民健康保険税には、医療保険分・後期高齢者医療支援分・介護保険分（40歳から64歳の被保険者が対象）があり、それぞれ被保険者などの所得に応じた所得割、世帯の被保険者数に応じた均等割、世帯毎の平等割があります。これらを合計して税額を算出します。

■平成29年度 国民健康保険税の税率および計算方法（税率などの変更はありません）

内訳	計算方法	税率等		
		医療保険分	後期高齢者医療支援分	介護保険分
所得割	(平成28年中の総所得金額等－基礎控除33万円)×税率	7.6%	2.1%	2.3%
均等割	被保険者1人あたり	24,000 円	7,000 円	15,000 円
平等割	1世帯あたり	24,000 円	7,000 円	
保険税年額	所得割＋均等割＋平等割 (ただし、賦課限度額まで)	賦課限度額 54 万円	賦課限度額 19 万円	賦課限度額 16 万円

◇40歳、65歳、75歳になる人へ

- ・介護保険分は、40歳から65歳到達月までで算定しています。65歳到達後は介護保険制度から通知します。年度途中の40歳到達者は到達後に算定し通知します。
- ・年度途中で75歳になる人は、あらかじめ75歳到達月までで算定しています。75歳到達後は後期高齢者医療制度から通知します。

■国民健康保険税の軽減・減免について

○均等割額・平等割額の軽減制度（申請不要）

世帯主および被保険者の前年所得が一定の基準以下の場合、均等割額・平等割額の軽減制度があります。世帯主と被保険者の軽減判定所得により、2割・5割・7割の軽減割合となります。

○後期高齢者医療制度に伴う経過措置（申請不要）

保険料の軽減世帯で、被保険者が後期高齢者医療制度に移行する世帯で、世帯構成や収入が変わらない場合は、これまでと同様の軽減を受けることができます。

また、後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人になる場合、5年間は平等割額が2分の1、その後変更ない場合、3年間は平等割額が4分の3となります。

○被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する場合（申請が必要）

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する人の被扶養者で65歳～74歳の人新たに国民健康保険に加入する場合は、申請による減免措置があります。

○非自発的失業者の軽減（申請が必要）

倒産や解雇などにより国民健康保険に加入された人で、一定の条件を満たす場合に申請により国民健康保険税の軽減措置が適用されます。条件に該当する場合は、給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税の算定を行います。

健康保険課の窓口で申請を受け付けますので、印鑑、雇用保険受給資格者証をご持参ください。なお、国民健康保険の加入と併せて行う場合は、退職日が確認できる書類（会社の健康保険資格喪失証明書または退職証明書など）が必要となります。

【 介護保険料について 】

65歳以上の人の介護保険料の額は、3年ごとに見直されます。平成27～29年度の3年間に町で必要となる介護保険給付額から算出した基準額をもとに、前年の所得内容と世帯の課税状況に応じて決定します(今年度の保険料額の改定はありません)。

介護保険料は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくための大切な財源です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■平成29年度 所得段階別の介護保険料

対象者		保険料年額
課税状況	所得などの状況	
世帯全員が 住民税非課税	生活保護、老齢福祉年金の受給者	25,560 円
	年金収入額と合計所得金額の合計金額が 80 万円以下	
	年金収入額と合計所得金額の合計金額が 80 万円を超える	42,600 円
本人は住民税非 課税だが世帯に 課税者がいる	年金収入額と合計所得金額の合計金額が 80 万円以下	51,120 円
	年金収入額と合計所得金額の合計金額が 80 万円を超える	56,800 円
本人が 住民税課税者	合計所得金額が 120 万円未満	68,160 円
	合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満	73,840 円
	合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満	85,200 円
	合計所得金額が 290 万円以上	96,560 円

【 後期高齢者医療保険料について 】

今年度の保険料額の変更はありません。軽減措置の主な変更は、次のとおりです。

- ①賦課のもととなる所得（平成28年中の本人の所得－33万円）が58万円以下の人は、所得割額の軽減が5割軽減から2割軽減に変わります（平成30年度以降の軽減はありません）。
- ②後期高齢者医療制度の加入前に被用者保険の被扶養者であった場合の均等割額の軽減は、9割軽減から7割軽減に変わります（平成30年度は5割軽減に、また、平成31年度以降は軽減期間が資格取得後2年を経過する月までとなります）。

各軽減措置などの詳細については、健康保険課賦課徴収係にお問い合わせください。

徳山年金事務所年金相談

年金相談を実施します。お気軽にご利用ください。年金相談会は完全予約制となっていますので、希望される人は徳山年金事務所へ予約をお願いします。

※役場では予約できません。

◇日時 7月20日（木）

午前10時～午後4時

（正午～午後1時を除く）

◇場所 田布施町役場保健室

◇持参品 基礎年金番号の分かるもの（年金手帳・年金証書など）、相談者本人の確認ができるもの（運転免許証など）

※代理人による相談の場合は委任状および代理人本人の確認ができるものをご持参ください。

◇予約受付期限

7月19日（水）

◇申込み・問合せ先

徳山年金事務所

☎0834-31-2152

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付について

今年度の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税(納付)通知書を、7月中旬に納税(納付)義務者に送付します。保険税や保険料の支払い方法は次のとおりです。

◇納付書または口座振替でお支払いの場合

年額を8回(7月～翌年2月まで毎月)に分けて納付書または口座振替で納付

◇年金から天引きでお支払いの場合

年金の支給額から事前に差し引き納付

◇条件により納付書または口座振替と年金から天引きの併用となる場合

(例1) 納付書または口座振替により7月・8月・9月分を納付し、残りの額を10月・12月・翌年2月に年金からの天引きで納付

(例2) 年金から天引きにより4月・6月・8月分を納付し、残りの額を6回(9月～翌年2月まで毎月)に分けて納付書または口座振替で納付

※国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の納付方法の変更を希望される人は、保険税(料)を滞納なく納付していることなど一定の条件に該当する場合に限り、申請により年金天引きから口座振替に変更することができます。申請は、健康保険課賦課徴収係で行ってください(7月28日までに手続きをされた場合は、10月2日分から口座振替を開始し、10月以降の年金天引きを中止することが可能です)。

※所得税などの社会保険料控除は口座振替により支払った人に適用されます。

※介護保険料は、介護保険法で納付方法が定められているため変更することができません。

○災害など特別な事情により保険税(料)を納めることが困難な場合

災害など特別な事情がある場合は、徴収の猶予または減免が適用される場合があります。詳細は、健康保険課賦課徴収係にお問い合わせください。

平成29年度国民年金保険料の免除申請を
7月1日から受け付けます

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

せん。10年以内であれば免除・猶予された保険料をあとから納めること(追納)ができ、受給額を増やすことができます。

平成29年度(平成29年7月分～平成30年6月分)の免除や猶予を希望される人は、町役場健康保険課(⑥番窓口)または徳山年金事務所(7月1日から申請ができます。ただし、平成29年6月まで全額免除、納付猶予の承認を受けていた人で、申請時に継続審査を希望された人は改めて申請をする必要はありません。

また、申請月から2年1ヶ月以内に未納の期間があれば、遡って免除・猶予の申請ができます。過去の申請は、随時、受け付けています。保険料を未納のまま放置せず、お早めに手続きをしてください。

詳細は徳山年金事務所にお問い合わせください。

◇問合せ先

・健康保険課 保険年金係

☎ 52・5809

・日本年金機構

なお、保険料の納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されま

☎ 0834・31・2152 徳山年金事務所

【 介護保険サービスについて 】

◇特定入所者介護（予防）サービス費【負担限度額認定】について

介護保険施設などを利用する際に、市町村民税が非課税世帯など一定の要件に該当する場合は、申請により食費や居住費の負担軽減を受けることができます。詳しい要件などについては、健康保険課長寿支援係にお問い合わせください。

現在、負担限度額認定を受けている人（有効期限は平成 29 年 7 月 31 日）には更新案内を送付します。引き続き負担限度額認定が必要な場合は、更新の手続きを行ってください。

◇介護保険負担割合証について

現在お使いの負担割合証の有効期限は、平成 29 年 7 月 31 日です。8 月以降に使用する負担割合証を 7 月中に送付しますので、介護サービスを利用する際は、『介護保険被保険者証』と一緒に『介護保険負担割合証』をサービス提供事業者に提示してください。

介護予防サポーター養成講座

地域の自主的な活動（住民主体の集いの場）における担い手または支援する人の育成を目的として、介護予防サポーターの養成講座を行います。

◇対象者

介護予防活動に興味のある人で、4 回の講座全てに参加できる人

◇定員 10 人程度

◇日時

7 月 11 日（火）・25 日（火）

8 月 8 日（火）・22 日（火）

午後 1 時 30 分～午後 3 時

◇場所 高齢者いきいき館

◇内容

- ・高齢者の基礎知識（転倒、認知症など）
- ・運動の基礎知識、緊急時の対応など
- ・いきいき百歳体操および町歌体操について（運動の効果など）など

◇講師 理学療法士、町職員など

◇持参品 運動のできる服装

◇参加料 無料

◇申込期限 6 月 30 日（金）

◇申込み・問合せ先

健康保険課 長寿支援係 ☎ 52-5809

介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査を実施します

この調査は、地域で生活する高齢者の生活や社会参加、介護予防の状況、支援のニーズなどを把握するために全国で行われるものです。

また、町ではこの調査を『第 8 次高齢者保健福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）』策定の基礎資料として活用します。

対象者には 7 月上旬に『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票』を郵送します。ご協力をお願いいたします。

◇対象者 1,000 人

町内にお住まいの 65 歳以上の人（要介護認定を受けられている人を除く）から無作為に抽出する

※調査時点で入院などされている場合は、ご家族により記入をお願いします。

◇提出期限 7 月 18 日（火）

※期限を過ぎる場合はご相談ください。

◇提出方法 郵送により回答

※回答済調査票を同封の返信用封筒に入れ、ポストに投函してください。（切手不要）

※町役場にご持参いただくことも可能です。

◇問合せ先

健康保険課 長寿支援係 ☎ 52-5809

田布施町国民健康保険の人へ 特定健康診査のご案内

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査を実施します。

メタボリックシンドロームは、糖尿病・脳卒中・心臓病といった生活習慣病との関わりが深く、早期発見や予防が重要とされています。

特定健康診査は自覚症状が現れにくい生活習慣病の発見や健康チェックになるほか、毎年受診することで自身の健康管理に役立ちますので、ぜひご利用ください。

今まで受診をされたことがない人も、これを機会にぜひ受診してみてください。

■ 特定健康診査

◆ 対象者

田布施町国民健康保険の加入者で40歳～74歳の人(対象者には5月下旬に『特定健康診査受診券』と『質問票』を送付しています)

※町が実施する『外来人間ドック助成事業』を利用される場合は、特定健康診査を受診することはできません。

※被用者保険(全国健康保険協会管掌健康保険・健康保険組合・共済組合など)の加入者およびその被扶養者は、加入されている保険者から健診方法などについて通知される予定です。

※生活保護の受給者で受診を希望される場合は、保健センター(☎52・4999)にご連絡ください。

◆ 受診料(自己負担金)

1000円(ただし、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・74歳の人は500円)

※受診料は『特定健康診査受診券』に記載しています。

◆ 受診方法

平成30年1月31日(水)までに、郡内の実施医療機関で受診してください(医療機関によっては

予約が必要となりますので、事前にご確認ください)。

受診の際は、『特定健康診査受診券(もえぎ色)』、『質問票』、『国民健康保険被保険者証』を必ず医療機関の窓口に掲示してください。

◆ 受診結果

受診された月の約2ヵ月後に、個別に通知します。

◆ 集団検診

9月24日(日)に西田布施公民館で『特定健康診査』と『がん検診』を同時実施します。検診を平日に受診できない人などのご利用ください。集団検診を希望される人は、受診券送付時に同封している申込書を健康保険課に提出してください。受診定員は60人です。定員になり次第申し込みを締め切ります。検診当日の申し込みはできません。

■ 特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要と判定された人を対象に、無料で保健師・管理栄養士がアドバイスをを行い、生活習慣を見直すサポートをします。

※対象者には個別に通知します。

後期高齢者医療の人へ 健康診査のご案内

ご自身の健康管理のために山口県後期高齢者医療広域連合が実施する『健康診査』を受診しましょう。

◆ 対象者

後期高齢者医療の加入者(対象者には、5月下旬に『健康診査受診券』と『質問票』を送付しています)

◆ 受診料(自己負担額)

500円

◆ 受診方法

平成30年3月31日(土)までに、県内の実施医療機関で受診してください(医療機関によっては予約が必要となりますので、事前にご確認ください)。

受診の際は、『健康診査受診券(黄色)』、『質問票』、『後期高齢者医療被保険者証』を必ず医療機関の窓口に掲示してください。

◆ 受診結果

受診された医療機関で説明を受けてください。

